

現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
定義	<p>個人情報（第2条第1号）</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報（個人番号をその内容に含むものを除く。）</p> <p>(2)事業を営む個人の当該事業に関する情報</p>	<p>個人情報（第2条第1項）</p> <p>生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者の情報が個人情報から除かれる。</li> <li>・他の情報との照合について、「容易性」が要件となっているため、容易に照合できないものは個人情報から除かれる。</li> <li>・個人識別符号が個人情報に含まれることが明確化されている。</li> <li>・法人役員の情報が個人情報に該当することとなる。</li> </ul>
	<p>実施機関（第2条第4号）</p> <p>市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会</p>	<p>行政機関等（第2条第11項第2号）</p> <p>地方公共団体の機関（議会を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、国会や裁判所と同様に、法の規律対象から外れる。</li> </ul>
	<p>規定なし</p>	<p>条例要配慮個人情報（第60条第5項）</p> <p>市が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>（諮問事項1）</p> <p>条例要配慮個人情報について【任意事項】</p>
実施機関の責務等	<p>実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。（第3条）</p>	<p>個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。（第67条）</p>	
事業者の責務	<p>事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じ、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。（第4条）</p>	<p>規定なし</p> <p>※基本理念は第3条に規定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念規定を設けることは妨げられないとされている。</li> </ul>

## 現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
市民の役割	<p>市民は、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報をみだりに取り扱わないよう努めることにより、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。（第5条）</p>	<p>規定なし</p> <p>※基本理念は第3条に規定されている。</p>	<p>・理念規定を設けることは妨げられないとされている。</p>
一般的制限	<p>個人情報の取扱いに当たっては、所掌する事務又は事業の目的達成に必要な範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。</p> <p>次に掲げる事項に関する個人情報の取扱いを行ってはならない。ただし、法令の規定に基づくとき又は審議会の意見を聴いた上で必要不可欠であると認めるときは、この限りでない。（第6条）</p> <p>(1)思想、信条及び宗教に関する事項 (2)社会的差別の原因となるおそれのある事項</p>	<p>個人情報を保有するに当たっては、法令等の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。（第61条）</p> <p>行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。（第63条）</p> <p>※要配慮個人情報の定義（第2条第3項） ※要配慮個人情報の取扱いに係る制限規定なし</p>	<p>・個人情報の保有は、法令等の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、現行条例で規定する「要配慮個人情報の取得制限規定」による場合と実質的に同様となっていることから、条例により当該制限規定を設けることは許容されないとされている。</p>
収集	<p>個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の場合を除く。（第7条）</p> <p>(1)法令等の規定に基づくとき (2)本人の同意に基づくとき (3)出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき (4)緊急かつやむを得ないと認められるとき (5)実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると認めるとき</p>	<p>行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。（第64条）</p> <p>※本人から直接収集を行う場合に利用目的を明示することを定める規定あり。（第62条）</p>	<p>・個人情報の保有は、法令・条例の定める事務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定されていること、安全管理措置を講ずる義務があること、開示請求による本人関与が可能となっていることなどから、改正法においては「本人外収集にかかる制限規定」は設けられておらず、条例により当該制限規定を設けることは許容されないとされている。</p>

現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
目的外利用 ・外部提供	<p>収集目的以外の目的のために保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供をしてはならない。ただし、次の場合を除く。（第8条）</p> <p>(1)法令等の規定に基づくとき (2)本人の同意に基づくとき (3)出版、報道等により公にされているものの目的外利用をし、又は外部提供をすることが正当であると認められるとき (4)緊急かつやむを得ないとき (5)事務事業の執行又は福祉の向上のため必要があり、かつ本人又は本人以外の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき (6)実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき</p>	<p>法令に基づく場合を除き、目的外利用又は外部提供をしてはならない。ただし、次の場合は目的外利用又は外部提供ができる。（第69条）</p> <p>(1)本人同意があるとき又は本人に提供するとき (2)法令・条例等に定める事務に必要な場合であって、相当の理由があるとき。 (3)提供先の国・自治体が利用することについて相当の理由があるとき (4)専ら統計、学術研究の目的で提供するとき (5)明らかに本人の利益になるとき (6)提供について特別の理由があるとき</p>	<p>・今回の法改正の趣旨は、「全国統一的な個人情報保護制度の構築」であること、また、個別の事案における個人情報の取扱いに疑義が生じた場合には、国の個人情報保護委員会に助言を求めることができることから、利用、提供について典型的に審議会等への諮問を義務付けることは許容されないとされている。</p>
届出	<p>個人情報を取扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。（第9条）</p> <p>(1)事務の名称 (2)事務を所掌する組織の名称 (3)事務の目的 (4)対象者の範囲 (5)記録項目 (6)収集先 (7)実施機関が定める事項</p>	<p>行政機関の長等は、保有している個人情報ファイルについて、次の事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表しなければならない。（第75条）</p> <p>(1)個人情報ファイルの名称 (2)機関の名称及び事務を司る組織の名称 (3)利用目的 (4)記録項目及び記録される個人の範囲 (5)収集方法 (6)要配慮個人情報の有無 (7)経常的な提供先 (8)略 (9)開示請求等を受理する組織の名称・所在地 (10)他法令により訂正、利用停止に係る別の手続が定められている場合は、その旨</p>	<p>（諮問事項2） 個人情報ファイル簿とは別の帳簿（現行条例では個人情報取扱事務開始届）に係る作成・公表について【任意事項】</p> <p>・個人情報ファイルの保有に係る事前通知を求めることは妨げられないとされている。 ・1000人未満の個人情報ファイルについて、ファイル簿を作成・公表することは妨げられないとされている。</p>

## 現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
		<p>(11)その他政令で定める事項</p> <p>ただし、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>	
<p>適正な維持管理（個人情報管理責任者）</p>	<p>実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項に関し必要な措置を講じなければならない。（第10条）</p> <p>(1)利用目的に必要な範囲で正確かつ最新なものとする</p> <p>(2)漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること</p> <p>(3)保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること</p>	<p>行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。（第66条）</p> <p>行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。（第68条）</p> <p>個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、受託業務・指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。（第67条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託先の安全管理措置義務や派遣労働者の従事者義務が規定されている。</li> <li>・個人の権利利益を害するおそれ大きい漏えい等が生じたときは、個人情報保護委員会への報告と本人への通知を義務化されている。</li> <li>・管理責任者等の独自の制度を設けることは妨げられないとされている。</li> <li>・必要かつ適切な最小限の措置として国が示す「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において、総括保護管理者、保護管理者、保護担当者、監査責任者等の管理体制が示されている。</li> </ul>
<p>受託者・指定管理者に対する措置</p>	<p>実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。（第11条）</p> <p>実施機関は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。（第11条の2）</p>	<p>規定なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電算処理について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、改正法の趣旨に照らして許容されないとされている。</li> </ul>
<p>電算処理</p>	<p>新たに電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、一時的又は試験的な電子計算機処理を行おうとするときは、この限りでない。（第12条）</p>	<p>規定なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電算処理について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、改正法の趣旨に照らして許容されないとされている。</li> </ul>

現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
電子計算機の結合	<p>実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の場合を除く。（第13条）</p> <p>(1)法令等の規定に基づくとき</p> <p>(2)実施機関が公益上特に必要があると認めるとき（あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。）</p>	規定なし	<p>・電子計算機の結合について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、改正法の趣旨に照らして許容されないとされている。</p>
開示請求	<p>何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>本人が死亡している場合にあつては、当該本人の遺族は、開示請求をすることができる。</p> <p>前項で規定する遺族は、本人の配偶者、子又は父母とする。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、適当と認めるものについては、この限りでない。（第14条）</p>	<p>何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。（第76条）</p>	<p>・死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を本人とする開示請求の対象となるとされている。</p> <p>・個人情報保護制度とは別の制度として、死者に関する情報の提供等についての制度を設けることは妨げられないとされている。</p>
非開示情報	<p>次のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。（第15条）</p> <p>(1)法令等の規定により、開示することができないとされているもの</p> <p>(2)個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であつて、本人に知らせないことが正当であると認められるもの</p> <p>(3)開示請求をした者以外の第三者に関する情報を含む情報であつて、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの</p>	<p>開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の情報が含まれている場合を除き、開示しなければならない。（第78条第1項）</p> <p>(1)請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2)請求者以外の個人が識別できるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定個人を識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次の情報を除く。</p> <p>①法令により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>	<p>（諮問事項3）</p> <p>開示等請求における不開示情報の範囲について</p> <p>【任意事項】</p> <p>・他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があるとされている。</p> <p>・(2)③で当該公務員等の氏名は規定されていないが、他法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報については、(2)①に該当し、例外的に開示することになるとされている。</p>

現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
	<p>(4)市の機関、国等の期間若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であって、その性質上開示することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務</p> <p>イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業</p> <p>ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業</p> <p>(5)実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるもの</p>	<p>②人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要と認められる情報</p> <p>③公務員等の職務遂行情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容</p> <p>(3)法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業情報であって、次に該当するもの</p> <p>①法人等又は個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>②開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが、情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるもの</p> <p>(4)略</p> <p>(5)略</p> <p>(6)地方公共団体の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を与えるおそれがあるもの</p> <p>(7)地方公共団体の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	

現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
開示決定等の期限	<p>自己情報の開示等背の請求があったときは、請求があった日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては30日以内になければならない。正当な理由があるときは、その期間を15日を限度として延長できる。（第22条）</p>	<p>開示決定等は、開示請求があった日から30日以内になければならない。正当な理由があるときは、その期間を30日以内に限り延長できる。（第83条）</p> <p>訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内になければならない。正当な理由があるときは、その期間を30日以内に限り延長できる。（第94条）</p> <p>利用停止決定等は、利用停止請求があった日から30日以内になければならない。正当な理由があるときは、その期間を30日以内に限り延長できる。（第102条）</p>	<p>（諮問事項4）</p> <p><b>開示決定等の期限について【任意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諾否決定期間の計算において、現行条例は初日参入、改正法は初日不算入となっている。</li> <li>・ 開示決定等の期限、延長可能な期間ともに30日以内の任意の期間とすることは認められるとされている。</li> </ul>
開示決定等の期限の特例	<p>開示等の請求に係る公文書が著しく大量であるため、請求があった日から起算して、開示請求にあっては30日以内に、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては45日以内にそのすべてについて開示等の決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、その期間を更に15日を限度として延長できる。（第23条）</p>	<p>開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りについては相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。（第84条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限は、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全てについての開示決定等を終わることが可能であると見込まれる期限であり、具体的に年月日で示すこととされている。</li> </ul>
訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置	<p>自己情報に事実の誤りがあるときは、訂正を請求できる。（第18条）</p> <p>自己情報が法令等の規定に違反して収集等されていると認めるときは、削除を請求できる。（第19条）</p> <p>自己情報が条例の規定に違反して目的外利用等をされ、又はされようとしていると認めるときは、中止を請求することができる。（第20条）</p>	<p>自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限る。）の内容が事実でないと思料するときは、訂正を請求できる。（第90条）</p> <p>自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限る。）が必要な範囲を超えて保有又は不適正な利用がされているとき等に該当すると思料するときは、利用の停止、消去等を請求できる。（第98条）</p>	<p>（諮問事項5）</p> <p><b>訂正請求等における開示請求前置について【任意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訂正請求制度及び利用停止請求制度の安定的運用を図る観点から、対象となる保有個人情報の範囲を明確にするため、開示請求前置となる。ただし、開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求や利用停止請求の対象とすることは妨げられないとされている。</li> </ul>

## 現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
情報提供等記録に記録された特定個人情報の訂正に係る通知	訂正した自己情報が情報提供等記録に記録されている場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び当該自己情報に係る番号利用法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者又は情報提供者に対しその旨を書面により通知するものとする。（第 25 条の 2）	訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 <b>（第 97 条）</b>	
審査請求	<b>（第 26 条から第 36 条の 2）</b>	<b>（第 104 条から第 107 条）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査会が行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関となり、審査会条例において組織・運営に関し必要な事項を規定する必要がある。</li> <li>・ 調査審議に関する手続き等を法施行条例に規定する必要がある。（現行条例と同規定とする。）</li> </ul>
個人情報苦情処理委員	個人情報の取扱いに関する苦情の申出について、公正かつ中立的な立場で簡易迅速な処理を行うため、吹田市個人情報苦情処理委員を置く。（第 37 条）	<p>地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（第 14 条）</p> <p>行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。（第 128 条）</p>	<p><b>（諮問事項 6）</b> <b>苦情処理委員の継続の要否について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部管理として設置することは妨げられないとされている。</li> <li>・ 任意の協力を求める形で事業者に対して事実確認及び是正勧告を行うことは妨げられないが、その場合でも委員会が示すガイドライン等を十分に参照したうえで対応することが求められるとされている。また、事業者に対して委員会の相談窓口を案内することも考えられるとされている。</li> <li>・ 改正法では各主体における苦情処理に対する努力義務が定められている。</li> </ul>



現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
審議会等への諮問	審議会は、実施機関の諮問に応じ、個人情報保護制度に関する基本的事項又は重要事項を調査審議し、答申するものとする。（第 38 条）	条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。（第 129 条）	（諮問事項 7） 審議会への諮問について【任意事項】 ・特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第 129 条の規定に関わらず、他の法令に基づき審議会等に対し意見を聴くことは妨げられないとされている。
説明又は資料の提出の要求	市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。（第 39 条）	地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（第 13 条） 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（第 14 条）	・任意の協力を求める形で事業者に対して事実確認及び是正勧告を行うことは妨げられないが、委員会が示すガイドライン等を十分に参照して対応することが求められるとされている。 また、事業者に対して委員会の相談窓口を案内することも考えられるとされている。 ・近年、条例の規定により事業者へ資料提出等の要請等をした事例はない。また、相手方に回答義務を課すものではないため、仮に必要となった場合には、必ずしも明文の規定がなくとも行い得るものと考えられる。
事業者に対する指導、勧告等	市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正又は中止の指導をし、これに従わないときは当該取扱いの是正又は中止を勧告することができる。（第 40 条）		
出資法人等の個人情報の保護	出資法人等で実施機関が指定するものは、この条例に趣旨にのっとり、その管理する文書等に含まれる自己情報の開示等の申出の手続等の必要な事項を定め、その適正な運用に努めなければならない。（第 41 条）	規定なし	・出資法人等については、個人情報データベース等を事業の用に供している場合には個人情報取扱事業者に当たり、個人情報の取扱いについて法第 4 章の規定を遵守する必要がある。そのうえで、法以外の法令や地方公共団体との契約出資関係等に基づき、個人情報の取扱いや開示等請求に関する措置を求める旨を法施行条例以外の条例や契約条項等で規定することは可能と考えられるが、法施行条例において独自の規定を置くことは認められないこととされている。

現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
手数料	<p>自己情報の開示等に係る手数料は無料とする。</p> <p>開示請求者は公文書の写しの交付により開示を受ける場合、当該写しの作成・送付に要する費用を負担しなければならない。（第 42 条）</p>	<p>地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。（第 89 条）</p>	<p>（諮問事項 8）</p> <p>開示請求に係る手数料について【必須事項】</p>
行政機関等匿名加工情報に係る手数料	<p>規定なし</p>	<p>行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。（第 119 条）</p>	<p>（諮問事項 9）</p> <p>行政機関等匿名加工情報に係る手数料について【任意事項】</p> <p>・都道府県、政令指定都市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人については、当該情報の提案募集は<u>当分の間、任意</u>とされており、募集しないのであれば、手数料を条例に規定する必要はないとされている。</p>
国等との協力	<p>市長は、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。（第 43 条）</p>	<p>国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。（第 15 条）</p>	
他の制度との調整	<p>自己情報の開示、訂正または削除について法令等に定めがあるときは、その定めるところによる。（第 44 条）</p>	<p>他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、同項本文の規定に関わらず、当該同一の方法による開示を行わない。（第 88 条）</p>	
運用状況の公表等	<p>市長は、毎年度 1 回、この条例による個人情報保護制度の各実施機関の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。（第 45 条）</p>	<p>個人情報保護委員会は、行政機関の長等にこの法律の施行状況の報告を求め、毎年度その取りまとめ概要を公表するものとする。（第 165 条）</p>	<p>・自発的な住民向け情報公開として独自に公表することは妨げられないとされている。</p>

現行条例と改正法との相違点等

	現行条例（要旨）	改正法（要旨）	相違点・国の見解等
委任	（第 46 条）		
罰則	（第 47 条～51 条）	（第 176 条～185 条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託先等の業務従事者や行政機関等における派遣労働者も対象となるとされている。</li> <li>・過料の額が 5 万円以下から 10 万円以下となる。</li> </ul>